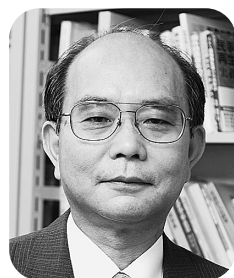


論壇

国税通則法の改正

：新たな租税法関係のスタートと税理士の課題



三木義一氏 青山学院大学 法学部法学科教授

はじめに

昨年11月30日、国税通則法の大改正がようやく成立した。ねじれ国会のために、民主党が提出した当初案がそのまま成立せずに、①租税法手続法への法律名の改正、②通則法1条の目的規定の改正、③『納税者権利憲章』の制定に関する条項は、残念ながら、削除されてしまった。また、税務調査手続についても、事前通知を書面ではなく口頭で行うことで足りると修正・後退させられてしまった。

記理由が不備であれば、それだけで処分は取り消されることになる。こうした手続的正義の思想が税務行政に滲透すれば、税務行政の公正化・透明化を大きく前進させることになる。

このまま、「嘆願書」なるものを事実上強制され、納税者のためにやむなく提出してきた税理士も、今回の改正で「嘆願」から解放された。「嘆願」という言葉がどれほど専門家から専門性を奪い、専門家を卑屈な立場に追い込んでいたかを思い出し、後退したとはいえず、この改正の意義は絶大である。手続的正義の思想が税務行政にも具体的に注入されたからである。たとえば、今後は不利益処分をするときは、青色申告・白色申告を問わず、理由が付記されねばならず、その付

り、弁護士の大半も理解していない法律である。しかも、申告納税制度は、税額を自らの申告で算出して、自らの租税債務額を確定しなければならぬので、税額まで計算するためには、収入から、経費、さらには諸控除をすべて正確に理解しなければ計算できない。これを全納税者に強制し、わからなければ税理士に自分のコストで委任して、申告しろ、という制度となっている。これに対して、賦課課税の国は、税額計算は税務署の仕事になるので、納税者はその資料を出せばいいことになる。納税者の資料としての申告を見て、税務署が計算した上で処分をすることになる。これが賦課課税である。一方、申告納税制度というのは、税務署の税額計算の中間と賦課処分の中間を省き、申告書に税額を記載させ、その申告書に確定効果を付与し、処分を基本的に省略できるようにした制度なのである。換言すれば、納税者の協力により、課税庁のコストを軽減している制度である。こうした制度の中で、一生懸命税法を調べて期日までに申告した納税者の申告書にミスがあった場合、どう考えるべきであろうか。納税者が仮装隠蔽し

た場合は別として、納税者にミスがあった場合に広く救済しなせぬ悪いのだから。従来は、このような場合、加算税を始め、各種の制裁があり、本来適用を受けることのできた軽減措置も、申告時に気づかなかつたら「気づかなかつたおまえが悪い」と扱われ、裁判所も「法の不知は救済する必要なし」という判断をしてきたのである。

こうした理解が、むしろ非常識ではなかったのか。今回の改正は、従来こうした状況に反省を迫り、納税者と課税庁との対等性、ひいては、納税者に積極的な国の財政の担い手としての関与をもう一度基盤を形成したのである。通則法改正のこのように意義については、本紙7月1日号の金子

申告納税制度の再構築

さらに言えば、今回の改正は申告納税制度を真に民主主義の理念にふさわしいものに変えていくための第一歩となるはずである。申告納税制度とは一体何であるのか、欧州の賦課課税制度とどこが違うのか、税理士界はこれまでどう理

解してきたのだろうか？申告納税制度は、納税者自身が税法を第一次的に判断する制度で、民主的な制度だと言われてきた。しかし、納税者が判断しなければならぬ法律は税法という法律で、法学部の教員でも通常はわからない法律であ

る。申告書に確定効果を付与し、処分を基本的に省略できるようにした制度なのである。換言すれば、納税者の協力により、課税庁のコストを軽減している制度である。こうした制度の中で、一生懸命税法を調べて期日までに申告した納税者の申告書にミスがあった場合、どう考えるべきであろうか。納税者が仮装隠蔽し

た場合は別として、納税者にミスがあった場合に広く救済しなせぬ悪いのだから。従来は、このような場合、加算税を始め、各種の制裁があり、本来適用を受けることのできた軽減措置も、申告時に気づかなかつたら「気づかなかつたおまえが悪い」と扱われ、裁判所も「法の不知は救済する必要なし」という判断をしてきたのである。

こうした理解が、むしろ非常識ではなかったのか。今回の改正は、従来こうした状況に反省を迫り、納税者と課税庁との対等性、ひいては、納税者に積極的な国の財政の担い手としての関与をもう一度基盤を形成したのである。通則法改正のこのように意義については、本紙7月1日号の金子

税理士の姿勢と租税法

今回の改正が実現できたのは、我が国で初めて本格的な政権交代が実現したことが決定的に大きい。主権者でもある納税者の目線にたった政党が政権の座に着いたことで、税務行政も大きな変化を余儀なくされ、戦前的発想を承継してきた取締の規定が改められたのである。

この改正の意義をさらに実質化するには、税理士界にも課題が投げかけられているのではないだろうか。税理士は租税法主義の理念を税務行政過程において実質化する専門家である。税法は難しい。納税者自身が良く理解して主権者として提出すべきなのに、その内容がわからなければ租税法主義は形骸化する。従って、税理士の役割は納税

者の代理人として、納税者の目線で税法を解釈、適用することである。当然、課税とは異なってくる場合がある。ところが、税務の現場では、通達通りにやることに目を奪われ、また、課税側の内部通達をいち早く知ることにエネルギーを注いでいる個人や団体が少なくない。これでは相手のいうとおりに申告代理をしていくだけであり、課税側の意向を納税者に伝えていくだけになる。それが税理士の本来の姿であるならば、税理士は依頼者に報酬を請求する権利はなく、課税庁から税務行政の補助業務としての報酬を受け取るべきことになりかねない。

おわりに

今回の国税通則法の改正は、制度は変わるし、変えられる、ということを実感させたのではないかと。税制は人間社会の産物であるから、どのようなものにするかは社会が合意すれば変えられる。税理士が専門家として、今後の税制改正に積極的な役割を果たすことに期待していきたい。

Table with 2 columns: 正 (Correct) and 誤 (Incorrect). It contains information about the journal's subscription and contact details.